

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和7年1月20日（令和7年（独情）諮問第13号）

答申日：令和8年10月16日（令和8年度（独情）答申第25号）

事件名：「授業料値上げに関する要請書・要求書」等の取扱いの検討に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月22日付け第2024－89号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人の特定又は推測が可能となるおそれのある記載及び資料は省略する。

（1）総論

東京大学においては国立大学法人制度の趣旨及び東京大学憲章の規定に照らして判断すべきであること

処分庁は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づいて設置された国立大学法人である。同法3条は「国は、この法律の適用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。」と規定しているほか、同法の国会審議の際になされた附帯決議においては、「政府及び関係者」を名宛人として「憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮す」べきことを述べている（第156回国会衆議院文部科学委員会議録附録及び第156回国会参議院会議録第38号（その2））。法律の条文上は、教育研究の特性に配慮すべきという規定の名宛人は国となっているが、1条で「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展を図る」ことを目的に掲げている同法全

体の趣旨及び同附帯決議に鑑みれば、国立大学法人自らが行う諸制度の運用についても、教育研究の特性を踏まえて行われる必要がある。

ところで、東京大学は2003年3月18日付けで「東京大学憲章」を制定し、「東京大学の組織・運営に関する基本原則である」と位置付けている（同憲章20条）。前述のとおり国立大学では、高等教育及び研究を担う機関であるという特性を踏まえた運営を行う必要があるところ、この東京大学憲章は、東京大学における基本原則としてそのための指針を具体的に明文化したものと解される。同条が「東京大学に関する法令の規定は、本憲章に基づいてこれを解釈し、運用するようにしなければならない。」とも規定していることは、このような東京大学憲章の趣旨の表れであり、国立大学法人法の精神に沿ったものといえる。このことから、処分庁においては、法についても同憲章に基づいて解釈・運用がなされなければならないことになる。

そして、東京大学憲章では、18条2項において「東京大学は、自らの保有する情報を積極的に公開」する旨を規定している。この規定に鑑みれば、処分庁においては、開示請求に係る法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当する旨の判断は、抑制的に行われなければならない。

（２）各論

本開示請求は、「特定年月日Aに特定団体A他連名で提出された「教育研究評議会における「授業料改定案及び学生支援の拡充案」の議決に関する要請書」（これと同時に提出された文書を含む。）並びに特定年月日Bに特定集会の参加者一同から提出された「授業料の値上げ延期に関する要求書」に関し、これらの文書の取り扱いについての検討（提出前に行われた検討を含む。また、文書を受け取るか否か及びいつ誰がどのように受け取るかの検討を含む。）の内容及び結果が記録された文書（検討に際して担当部署及び担当役員等が送受信した電子メール及びチャットツールのメッセージ等を含む。）」の開示を請求したものである（以下、「教育研究評議会における「授業料改定案及び学生支援の拡充案」の議決に関する要請書」を「本件要請書」、「授業料の値上げ延期に関する要求書」を「本件要求書」といい、これらを併せて「本件要請書等」という。）。処分庁はこれに対し、「教育研究評議会における「授業料改定案及び学生支援の拡充案」の議決に関する要請書」及び「授業料の値上げ延期に関する要求書」の取扱いについての検討の内容及び結果が記録された文書は作成しておらず、不存在」であるとして不開示決定した。

本件要請書に関しては、特定年月日A、その名義団体の一つである特定団体Aが自ら特定SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス

の略称。以下同じ。) 上で、処分庁の特定理事に直接提出した旨の投稿を行っている。また、本件要求書に関しても、その名義たる特定集会の主催団体の一つである特定の団体が特定SNS上で提出を予告する投稿をしているほか、処分庁のウェブサイトで公表されている特定年月日Bの翌日の役員会議事録によれば、同会議において「特定理事から、特定集会の参加者一同より、特定年月日Bに提出のあった「授業料の値上げ延期に関する要求書」について報告があった」ということである。これらのことから、処分庁が本件要請書等を受け取るとともに、役員会で報告するなど一定の対応を取っている事実を認めることができる。

そうすると、処分庁においては、特定理事など担当者がこれら本件要請書等を受け取るにあたって、その提出団体との間で事前に日時及び場所等の調整を行っていたと考えられる。また、提出団体の応対を特定理事が単独で行ったとも考えにくく、受取りに際して事前に事務担当者を含めた打合せがなされているとみるのが自然である。そして、こうした調整等にあたって電子メールや連絡メモ・打合せメモ等が作成・使用されたということは十分に想定され、受け取った後の対応の検討についても何らかの記載がなされている可能性もないとは言えない。

さらに、特定年月日Bの翌日の役員会の議題表によれば、「授業料関係」の議題の担当は特定理事であると認められる。このことを踏まえると、役員会における特定理事からの本件要求書についての報告は、会議においてその場の一出席者として発言されたものではなく、事前に議題提出者として準備をして行われたものと見るのが相当である。その上、このような会議における議題の提出は担当の役員と事務組織が連携してなされるのが通常であると考えられるのであって(中略)、本件要請書等に関しても役員と事務組織の間で何らの連絡ないし協議もなされなかったと考えるには無理がある。そして、こうした連絡あるいは協議にあたり、電子メールや打合せメモ等が一切作成・使用されなかったということも考えにくく、開示請求に係る法人文書が不存在であるとする不開示決定に疑問がないとは言えない。

以上のことから、本開示請求については、開示請求に係る法人文書をあらためて探索・特定した上で、これを開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件要請書等に関し、これらの文書の取り扱いについての検討の内容及び結果が記録された文書である。東京大学(以下、第3において「本学」という。)は、この開示請求に対し、「特定会議における「授業料改定案及び学生支援の拡充案」の議決に関する要請書及び「授業料の値上げ延期に関する要求書」の取扱いについての検討の内容及び結

果が記録された文書については、法人文書として保有しておらず不存在。」とする原処分を令和6年10月22日に行った。

これに対し、審査請求人は、令和6年11月8日受付けの審査請求書により、開示決定を取消し、対象文書の開示を求めている。

2 審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

審査請求人は、審査請求書において、「処分庁のウェブサイトで公表されている特定年月日特定会議議事録によれば、同会議において「特定理事から、特定集会の参加者一同より、特定年月日Bに提出のあった「授業料の値上げ延期に関する要求書」について報告があった」ということである。このことから、処分庁が本件要請書等を受け取るとともに、特定会議で報告するなど一定の対応を取っている事実が認めることができる。そうすると、処分庁において、特定理事など担当者がこれら本件要請書等を受け取るにあたって、その提出団体との間で事前に日時及び場所等の調整を行っていたと考えられ、こうした調整等にあたって電子メールや連絡メモ・打合せメモ等が作成・使用されたということは十分に想定され、受け取った後の対応の検討についても何らかの記録がなされている可能性もないとは言えない。さらに、特定理事と担当部署の間で何らの連絡ないし協議もなされなかったと考えるには無理がある。そして、こうした連絡あるいは協議にあたり、電子メールや打合せメモ等が一切作成・使用されなかったということも考えにくく、開示請求に係る法人文書が不存在であるとする疑問がないとは言えない。以上のことから、開示請求に係る法人文書を改めて探索・特定した上で、これを開示すべきである」旨を主張する。

本件開示請求内容は、審査請求人が言うように本件要請書等に関し、これらの文書の取扱いについての検討の内容及び結果が記録された文書である。審査請求人が主張している特定会議議事録については、開示請求を受け付けた月日の後に本学ウェブサイトに掲載されたものである。したがって、開示請求時点では当該議事録は不存在であるが、これは本件要求書に対する対応のことである。一方、本件要請書については、その対応が開示請求時点では未定であったため、こちらも不存在であり、今後の議事録への記載等の対応も含めて未定であった。

審査請求を受け、特定理事及び担当部署のほうに、改めて開示請求内容の文書を確認したが、執務室、書庫及び共有フォルダ等を探索したが、該当する法人文書は見当たらなかった。

したがって、開示請求にかかる文書については、法人文書として保有しておらず不存在であり、不存在とした本学の不開示決定は妥当であると判断する。

3 結論

以上のことから、本学は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和7年1月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 令和8年6月25日 | 審議 |
| ④ | 同年8月27日 | 審議 |
| ⑤ | 同年10月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は上記第2の2（2）のとおり本件要請書等に関して役員と事務組織の間で何らの連絡ないし協議もなされなかったと考えるには無理があるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- （1）当審査会において本件対象文書を見分したところ、特定年月日Aに特定団体A他の連名で提出された「教育研究評議会における「授業料改定案及び学生支援の拡充案」の議決に関する要請書」（本件要請書）については、同日に開催された教育研究評議会において、特定理事から報告があった旨の記載が、議事要旨の中に認められる。

また、特定年月日Bに特定集会の参加者一同が提出した「授業料の値上げ延期に関する要求書」（本件要求書）については、特定年月日Bの翌日に開催された役員会において、特定理事から報告があった旨の記載が、議事録の中に認められる。

- （2）当審査会事務局職員をして、諮問庁に、本件要請書及び本件要求書（本件要請書等）を受け取るまでの経緯について確認させたところ、本件要請書等は、特定理事が、担当理事の職務として受け取ったもので、受け取る日時・場所等の調整のため提出団体との間で文書又はメール等による連絡や調整を行った記録は残っておらず、受付に際して作成した文書も存在しないところ、その理由としては、一般的に、各種要望書等が、理事等に提出された場合に、受領した理事等が、担当部署及び関係部署と情報共有しないこともあり得るからである旨説明する。
- （3）また、特定理事が受領した本件要請書等につき教育研究評議会又は役員会で報告するまでの経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定理事が本件要請書を受け取ったのは教育研究評議会の開催当日で、本件要求書を受け取ったのは役員会の開催前日であり、両会議においては、「授業料関係」として議題登録が既に完了し

ていたことから、会議運営部署を含む関係部署との間で当該報告を行うことにつきメール等による事前の調整や相談は行っていない旨説明する。

(4) さらに、本件要請書等の取扱いについての検討の内容及び結果が記載された文書が法人文書ファイルにつづられていないか、及び本件要請書等自体に、当該文書の取扱結果につき書き込み等が行われていないかにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件要請書等以外に本件に係る法人文書は見当たらず、当該文書への書き込みについても確認できなかった旨説明する。

(5) 以上の諮問庁からの説明について、これを覆す事情は認められず、また、本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、当該説明は是認せざるを得ない。

したがって、東京大学において、本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件の法人文書開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄には、別紙の内容が記載されていたことから、審査請求人が本件対象文書の範囲につき、電子メール等を含めたものとして広く捉えていたことは明らかであった。しかし、諮問庁は、理由説明書において議事録以外の文書の作成の有無について検討を行うことなく、該当する文書は不存在であるなどと結論付けている。諮問庁は、審査請求人の請求内容を正確に理解せず、文書作成の有無につき不十分な検討を行ったものといわざるを得ない。

諮問庁においては、今後、審査請求への対応に当たっては、審査請求人の請求内容等を十分に精査し、適切に処理することが強く望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 市木政昭、委員 石川千晶、委員 大江裕幸

別紙

本件対象文書

特定年月日 A に特定団体 A 他 の連名で提出された「教育研究評議会における「授業料改定案及び学生支援の拡充案」の議決に関する要請書」（これと同時に提出された文書を含む。）並びに特定年月日 B に特定集会の参加者一同から提出された「授業料の値上げ延期に関する要求書」に関し、これらの文書の取り扱いについての検討（提出前に行われた検討を含む。また、文書を受け取るか否か及びいつ誰がどのように受け取るかの検討を含む。）の内容及び結果が記録された文書（検討に際して担当部署及び担当役員等が送受信した電子メール及びチャットツールのメッセージ等を含む。）